

賛助会員入会申込書

年 月 日

公益社団法人 会社役員育成機構
代表理事 殿

名 称 印

当法人は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員規約の内容を確認・承諾の上、同規約に基づき法人賛助会員に申し込みます。当法人は、①行政法令及び刑法等による処分・処罰はありません、②暴力団等反社会的な勢力との関係もありません。

ふりがな 会社名			
住 所		(〒 -)	
ご 担 当 者	ふりがな		
	氏 名		
	所属部署名		
	電話番号	FAX 番号	
	E-Mail		
当法人は、貴法人の会社案内、ウェブサイト等において法人賛助会員として社名を公表することに同意します。			
<input type="checkbox"/> <u>同意します</u> <input type="checkbox"/> <u>同意しません</u>			

法人賛助会員 年会費：	<input type="checkbox"/> 100,000 円 <input type="checkbox"/> eラーニング無制限パッケージ 購入者
希望口数：	口
合計：	円

- ★eラーニング無制限パッケージ購入者の口数は1口となりますので、「希望口数」及び「合計」欄は空欄のままとして下さい。eラーニング無制限パッケージ購入者で2口以上を希望する方は別途ご連絡下さい。
- ★入会の諾否については、別途、Emailにてお知らせ致します。入会の諾否の判断には1週間程度かかる場合がありますので、ご了承下さい。
- ★eラーニング無制限パッケージ購入者以外の申込者については、入会承認のEmailが届きましたら、Emailに記載されている振込先まで年会費のお振込みをお願いいたします。
- ★ご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、入会の諾否の判断のために行う調査、本人確認、お問い合わせ対応、各種案内の送付、その他当法人のサービス提供の目的にのみ使用します。
- ★賛助会員資格は、お振込み着金日（eラーニング無制限パッケージ購入者については入会承認の日）から1年間とし、賛助会員料金は、同期間内に開催されるオープン・セミナー、研修等に適用されます。但し、本申込以降、お振込み着金日（eラーニング無制限パッケージ購入者については入会承認の日）までの期間に開催されるオープン・セミナー、研修等がある場合は、入会承認及びお振込みがなされることを条件に、特別に賛助会員料金を適用することがあります。

賛助会員規約

第1条（目的）

この賛助会員規約（以下「本規約」という。）は、賛助会員の入退会、会費の納入等について規定するものである。

第2条（賛助会員）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同する個人及び法人若しくは団体であつて、本規約に従つて、賛助会員となることを申込み、かつ当法人が賛助会員となることを承認した者をいう。

第3条（入会）

- 1 賛助会員となろうとする者は、当法人が別途定める様式による賛助会員入会申込書を当法人に提出する。賛助会員となる者は、入会申込書において希望する口数を記載するものとする。
- 2 前項の入会申込書が提出された場合には、当法人は、速やかにその適否を判断の上、その結果を申込者に対して通知する。

第4条（年会費）

- 1 賛助会員は、毎年、年会費として、理事会が定める一口当たり別表に規定された額を当法人に支払う。
- 2 年会費の支払いは、当法人が別途定める時期及び方法によるものとする。
- 3 前項の金員は、賛助会員の除名、退会その他事由の如何を問わず、返還されない。

第5条（特典）

賛助会員は、その口数に応じて、当法人が別途定める特典を享受することができる。

第6条（退会及び除名）

- 1 賛助会員は、当法人が別途定める様式の退会申込書を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 2 当法人は、賛助会員が本規約に違反した場合、賛助会員入会申込書の記載に虚偽があつたことが判明した場合、当法人の名誉を毀損した場合又は反社会的勢力との関係その他正当な事由がある場合には、理事会の決議によって、賛助会員を除名することができる。

第7条（賛助会員資格の喪失）

前条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- （1）当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- （2）前第4条の支払いを1カ月以上遅滞したとき。

第8条（賛助会員の氏名及び職業の公表）

当法人は、賛助会員から同意を取り付けた上で、当該賛助会員の氏名及び職業を当法人の会社案内、ウェブサイト等において、公表することができる。

第9条（細則）

本規約の実施に必要な細則は、代表理事が別途定めるものとする。

第10条（改廃）

本規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

- 1 この規約は、平成22年9月28日より施行する。

付則（平成24年6月8日改定）

- 1 この改定規約は、平成24年6月8日から施行する。

付則（平成28年3月24日改定）

- 1 この改定規約は、平成28年3月24日から施行する。